

## 鳥取県告示第 115 号

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 20 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 3 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

- 1 申請のあった年月日  
平成 20 年 2 月 20 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO 法人アイススポーツ鳥取
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
岩本 章嗣
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市高住 55
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、広く県民に対して、氷上スポーツの普及と振興を図り、県民の健康の増進や生活の質の向上に寄与することを目的とする。